

敬老会事業について頻繁にご質問いただく事項

質問① 敬老会は必ず開催しなくてはならないのですか。

回答：敬老会の開催は義務ではありません。

各自治会などが敬老会を実施される場合には、その費用の一部を補助しています。令和 6 年度には 11 団体が敬老の催しを開催し、補助金を申請されています。

質問② 敬老会実施後に補助金を申請することはできますか。

回答：補助金は必ず事業実施前に申請してください。敬老会実施後の申請では、補助金交付の対象として認めることはできません。

質問③ 補助金はいつ受け取れますか。

回答：敬老会の終了後に、参加者名簿や実績報告書といった書類をご提出いただき、それらの書類審査が完了した段階で補助金を交付しています。

質問④ 敬老の催しは実施せず、祝品の配布のみ行いたいと考えていますが、補助は出ますか。

回答：祝品の配布のみについては、補助対象外となります。

令和 2・3 年度については、国や県が発令した緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の全国的な行動制限を受けて、例外的に祝品配布に対する補助金を交付していましたが、令和 4 年度からは催しのみが対象になっています。

質問④ 敬老会は 9 月に実施しなければならないのですか。

回答：原則として老人週間前後（9 月 15 日～21 日）に開催いただいておりますが、自治会行事などによる多少の日程変更については、問題ありません。
ただし、補助金交付申請は必ず事業実施前に行うようにしてください。

質問⑤ 敬老会として、どのような催しをすればよいですか。

回答：敬老会は「酒類の提供を含む、飲食を中心とした集まり」が多いですが、近年では「健康体操」や「講演会」などを取り入れる団体も増えております。具体的には、マジックショー、フラダンスショー、大正琴演奏、ビンゴゲームや脳トレーニングなどがあります。開催が平日でしたら、市職員を講師とした「ふれあい講座」をご活用ください（無料）。また、有料ではありますが、健康体操の講師について、市で紹介させていただくことができます。

質問⑥ 補助金の申請をしたいのですが、どのような手続きをすればよいですか。

回答：まずは、催しを開催する前に申請書を提出してください。催しが終わった後に、「参加者名簿」、「領収証」と「実施の様子を撮影した写真」を添付し、実績報告書と請求書をご提出ください。補助金は、自治会の口座に振り込みますが、催し終了後の支払いになります。

質問⑦ 自治会内の 70 歳以上の対象者を、市役所に教えて欲しい。

回答：市役所では自治会内の対象者を把握してはおりませんので、お伝えすることができません。確認方法としては、自治会内の回覧等でご照会いただくことをお勧めしております。催しが終わった後に提出いただく「参加者名簿」については、市役所にて補助金交付の対象の方か（70 歳以上の方かなど）、確認をさせていただきます。

質問⑧ 敬老会の対象者の年齢を引き上げて良いのですか。

回答：補助金の対象者は 70 歳以上の方になりますが、各自治会等の都合により対象者の枠を決めて実施していただいております。

ご不明な点がございましたら、都留市役所長寿介護課(46-5114)までお電話ください。その際、「敬老会の補助金について聞きたい」と職員にお伝えください。